

宗教法人お告げの MARIA 修道会 聖 MARIA 病院 面会規程

(目的)

第1条 本規程は、聖 MARIA 病院における入院患者への面会に関する事項を定め、患者の精神的安定や治療意欲・身体機能の向上を図るとともに、患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間は 11 時～12 時/17 時～18 時までとし、入院患者 1 名に対する面会時間は 30 分までとする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会人数)

第3条 1 回の面会につき家族・親族（事前に申し出のあった近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）2 名までとする。

2 30 分間の面会時間の中であれば面会者は交代可能とする。

3 入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第4条 入院患者の入院病棟詰所前に設置した様式に氏名、面会開始時間、体温を記載し、病棟スタッフに声をかけてから入院病室に入る。

(面会の条件)

第5条 面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指消毒、または手洗いをを行う。

2 面会者に発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がない。

3 面会者は原則中学生以上とする。

(面会者の遵守事項)

第6条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。

2 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 酒気を帯びて面会すること。

(2) 面会中に喫煙すること。

(3) 幼児（未就学児）を伴って面会すること。

(4) 患者/面会者ともに病棟/病室で飲食をすること。

3 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第7条 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。

2 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。

3 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第8条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

(1) 入院時の説明

(2) 院内掲示

(3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026 年 6 月 1 日から施行する。